

## 企業と人権① 誰もが働きやすい職場に

誰もが働きやすい職場とは、雇用形態、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、働く人すべてが、相手の立場で考え、差別・偏見に気づく豊かな感性を身につけている職場です。このことは、働く人の意欲を高め、生産性の向上につながるなど企業にとっても有益なことと言えます。

でも、あなたの職場では、次のようなことが起こってはいませんか。

### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、相手に不快感を与えることを言います。不必要に体に触れる、しつこく食事に誘う、セクハラへの抗議に対し不当な扱いをするなど、様々なものが含まれます。

### パワー・ハラスメント

仕事上の立場を利用して、継続的に人格や尊厳を傷つけるような言動を行うことを言い、人前で激しく叱責する、無視する等の行為があります。

このほかにも様々な人権侵害が考えられますが、大切なことは、働く一人ひとりが相手の立場になって考え、行動することです。

この機会に、人権を大切にしたい職場づくりについて考えてみましょう。

## 国民年金だより

# こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。



| 届出が必要なとき                         | 異動の内容                                      | 持参するもの                       | 届出先   |
|----------------------------------|--|------------------------------|-------|
| 20歳になったとき<br>(厚生年金や共済年金加入者を除く)   | 第1号被保険者となります。                              | ・印鑑<br>(本人自署の場合は不要)          | 高森町役場 |
| 退職したとき<br>(厚生年金や共済年金加入者の場合)      | 第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。) | ・印鑑<br>(本人自署の場合は不要)<br>・年金手帳 | 高森町役場 |
| 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき | 第3号被保険者から第1号被保険者へ                          | ・印鑑<br>(本人自署の場合は不要)<br>・年金手帳 | 高森町役場 |

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 Tel.62-1111 (内線133)